

2005年 2月4日

岡山市長 萩原誠司 様

日本共産党岡山市会議員団

団長 藤沢和弥

床上浸水等の住宅の被害調査・認定作業の改善と、 岡山市独自の被災者支援制度の創設を求める要望

市政発展のため、日々のご尽力に対し敬意を表します。
すでに、岡山県より通知（12月16日付け）されていますが、災害に係る住家の被害調査・認定及び市民への広報について、その改善に取り組みますとともに、県内の自治体の施策（別紙）も参考にされ、岡山市としても独自の被災者支援制度を創設されますよう要望いたします。

記

- 1、内閣府の『災害に係る住家の被害認定基準運用指針』に基づき、この間の連続した台風災害で「第1次判定において、浸水が床上まで達していると考えられた住家」すべてを対象として「第2次判定」を実施すること。国・県においても、この趣旨で『運用指針』の徹底をはかっています。
- 2、昨年10月28日付けで内閣府から出された通知『浸水等による住宅被害の認定について』では、「住宅被害の認定にかかる被災者生活再建支援法の弾力的な運用を図る」ことが示され、また、県においても「個々の被害状況を勘案し、被害の調査・認定をおこなう市町村において、弾力的に運用することも可能」（12月16日通知）としています。
この趣旨を十分に踏まえて、被災者の支援に万全を期すこと。
- 3、上記の趣旨が、「床上浸水」等の被災者に周知徹底されるよう広報活動を改善すること。
- 4、上記1、2を文字通り実施した場合、すでに全国で例が見られるように、「第1次判定」において「床上浸水」と認定された被災住家の中から、「第2次判定」の結果、「半壊」「大規模半壊」「全壊」に見直される住家が出てくるのが十分に予想されます。この際、岡山市としても、災害見舞金制度など独自の被災者支援制度を創設すること。